

県域における地域福祉の推進について

－「奈良モデル」検討会（重要課題の報告）－



奈良県健康福祉部

平成28年5月23日

目 次

1. 「奈良県地域福祉計画」の概要 P3 ～ P8
- ・ 奈良県地域福祉推進大綱
 - ・ アクションプログラム
2. 市町村等関係する機関・団体との協働による取組(例) P9～P15
(施策体系別に具体的な取組紹介)
- I. 「支え合い」活動の推進
 - II. 地域福祉の担い手づくり
 - III. 安心できる福祉基盤の整備
3. 終わりに P16

「奈良県地域福祉計画」の概要

■計画の特徴

- 市町村の地域福祉推進の取り組みを支援する「**県の市町村支援計画**」であるとともに、県がコーディネート役となって国の制度や地域福祉に関連する分野を市町村や地域につなぐとともに、自らも主体的に取り組む「**県域の地域福祉計画**」
- 県、市町村、社協、民間団体等が、地域における課題認識を共有し、その課題解決に向け、県も現場において市町村等様々な主体と協働連携して取り組む**福祉分野の「奈良モデル」実施計画**

◆奈良県地域福祉推進大綱

基本理念

すべての県民が、相互に人格と個性を尊重し合うとともに支え合いながら、安心して幸せに暮らすことができる地域社会の実現を目指す。

めざす地域の姿

I 共生のコミュニティの再生

県内全域において、地域の住民等が積極的に福祉的活動に参加し、相互に支え合う**共生のコミュニティの再生**（※地域福祉は小地域を基本的な活動単位とする）

II 県域セーフティネットの構築

地域特性に応じた**インフォーマルサービス**が様々な実施主体により展開され、各分野の福祉制度（フォーマルサービス）が補完された**総合的な県域セーフティネットの構築**

III 社会的包摂の実現

誰もが地域から排除されない**社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の実現**

IV 暮らしやすい地域の実現

幅広い視点で地域福祉活動を継続的に実践することにより、暮らしやすい地域へと成長し続ける奈良県の実現

県域の地域福祉の推進

- ①県はコーディネート役として、**福祉分野や様々な分野を、また、地域支援に関わる人（主体）を、市町村や関係機関・団体につなぐことにより、地域の課題解決や地域福祉の質の向上を図る。**
- ②**県及び県社会福祉協議会が核となり、市町村や市町村社協等と調整を図りつつ、広域的かつ戦略的な施策を展開する。**
- ③地域住民、県、市町村、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間団体等の**幅広い参画のもと地域の課題を共有し、課題解決に向けて協働・連携しながら、持続可能な地域福祉のシステムを構築する。**
- ④**地域福祉を広い概念で捉え、分野を超えて地域福祉の向上につながる、効果的・効率的な取組を拡大する。**
- ⑤**地域福祉を担う感性を持った人材の育成・確保に取り組むとともに、地域住民等の理解促進、地域福祉に取り組む機運醸成を図る。**
- ⑥**地域住民の互助の精神を基本とした地域における支え合いの取組を積み重ねて、県内全域への普及を図る。**

◆アクションプログラム

【計画期間】 H28年度～H30年度

I 「支え合い」活動の推進

1. 地域共生の仕組みづくり

地域のつながりを再構築するため、地域社会の中で、住民一人ひとりが地域の一員として互いに支え合う取組を推進

- ・小さな拠点づくりの推進
- ・小地域福祉活動の推進
- ・避難行動要支援者支援の充実
- ・民生委員・児童委員活動、老人クラブ活動の推進
- ・生活支援サービス等の推進
- ・地域における子育て支援の推進
- ・市町村地域福祉計画の策定
- ・地域福祉に関する研究・意識啓発・機運醸成

II 地域福祉の担い手づくり

1. 地域福祉を推進する人材の育成・組織づくり

地域住民の幅広い参画を促進するため、地域福祉活動を実践する地域の人材・組織及び地域福祉を牽引する専門職を育成

- ・コミュニティソーシャルワーク活動の充実・県域ネットワークの構築
- ・生活支援コーディネーター等の養成
- ・認知症サポーター、認知症キャラバンメイトの養成
- ・まほろば「あいサポート」運動の推進
- ・NPO、ボランティア活動の推進

2. 福祉・介護人材の確保

福祉・介護人材を確保するため、人材の参入促進、資質向上、定着支援の取組を強化

- ・奈良県福祉・介護事業所認証制度の導入・運営
- ・福祉・介護人材確保に向けた協働連携の取組
- ・奈良県福祉人材センターの充実強化
- ・子育て人材確保対策の充実強化

III 安心できる福祉基盤の整備

1. 地域の人々を支える支援体制の充実強化

地域の福祉課題に対応するため、地域住民のニーズに応じた様々な福祉サービスを提供

- ・生活困窮者自立支援の充実
- ・出所者の地域生活への定着支援
- ・権利擁護の推進
- ・ひとり親家庭への支援の充実
- ・「スマホ」を活用した健康づくりの推進
- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・おもいやり駐車場制度の運営
- ・包括的なケア体制が整備された福祉のまちづくり推進

2. 福祉サービスの質の向上

暮らしやすく安心できる日常生活を実現するため、質の高い福祉サービスを安定的に供給

- ・福祉サービス第三者評価の受審促進
- ・事業所の苦情処理システムの充実
- ・社会福祉法人の地域貢献活動の促進
- ・奈良県福祉・介護事業所認証制度の導入・運営（再掲）

I 計画の位置づけ

- 県域における地域福祉を推進するため、広域的な見地から、市町村が行う地域福祉推進の取組を支援する「**県の市町村支援計画**」(社会福祉法第108条)
- 県がコーディネート役となって、国の制度や地域福祉に関連する分野を市町村や地域につなぐとともに、自らも主体的に取り組む「**県域の地域福祉計画**」
- 県、市町村、社協、民間団体等が、地域における課題認識を共有し、その課題解決に向け、県も現場において市町村等様々な主体と協働・連携して取り組む**福祉分野の「奈良モデル」実施計画**

II 計画期間

平成28年度～平成30年度(3年間)

III 計画の構成

「**県域地域福祉推進大綱**」と「**アクションプログラム**」の2部構成
(基本的な考え方を整理) (施策を体系的に整理)

IV 県の基本的な役割

- 「奈良県域の地域福祉のあり方、目指すべき方向性、施策体系」等について、市町村や社会福祉協議会などの多様な主体と認識を共有し、チーム力を発揮して、それぞれが個別具体的な取組を実行するとともに、必要に応じて柔軟に**協働・連携した取組を実行することにより、「持続可能な地域福祉のシステム」の構築**を目指す。

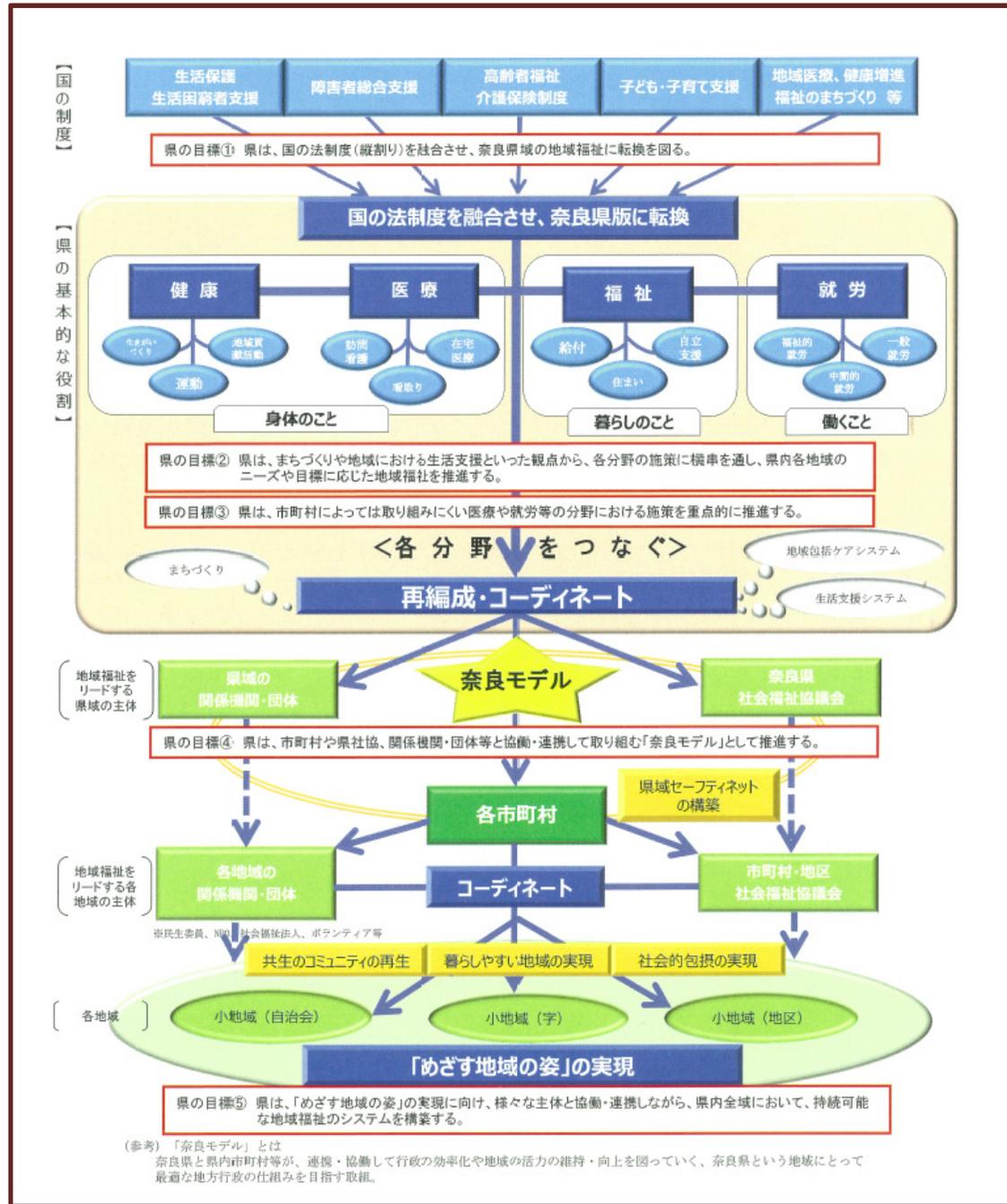
【分野をつなぐ】 国の制度や地域福祉に関連する各分野の取組等を市町村や関係機関等へ

【人をつなぐ】 県域・地域で活動する様々な人(主体)をネットワーク化

県の基本的な役割 (イメージ図 ①)

[分野をつなぐ]

県は、**県域の地域福祉のコーディネーター**として、国の制度や地域福祉に関連する**各分野の取組等を市町村や関係機関等につなぎ**、「奈良モデル」の考えに基づき、本県の県域の地域福祉を推進します。



＜県域地域福祉推進大綱＞の概要

I 基本理念

すべての県民が、相互に人格と個性を尊重し合うとともに支え合いながら、安心して幸せに暮らすことができる地域社会の実現を目指す。

II めざす姿

1. 共生のコミュニティの再生

県内全域において、地域の住民等が積極的に福祉的活動に参加し、相互に支え合う共生のコミュニティの再生
(※地域福祉は小地域を基本的な活動単位とする)

2. 県域セーフティネットの構築

地域特性に応じたインフォーマルサービスが様々な実施主体により展開され、各分野の福祉制度(フォーマルサービス)が補完された総合的な県域セーフティネットの構築

3. 社会的包摂の実現

誰もが地域から排除されない社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)の実現

4. 暮らしやすい地域の実現

幅広い視点で地域福祉活動を継続的に実践することにより、暮らしやすい地域へと成長し続ける奈良県の実現

III 県域の地域福祉の推進

1. 様々な分野や人をつないで推進

3. 協働・連携して推進

5. 人材育成、機運醸成を推進

2. 県及び県社会福祉協議会が核となり推進

4. 地域福祉を広い概念で捉えて推進

6. 具体的な取組を積み重ねて推進

<アクションプログラム>の概要

施策の柱

施策の方向性

施策展開

I 「支え合い」活動の推進

1. 地域共生の仕組みづくり

地域のつながりを再構築するため、地域社会の中で、住民一人ひとりが地域の一員として互いに支え合う取組を推進

- ・小さな拠点づくりの推進
- ・小地域福祉活動の推進
- ・避難行動要支援者支援の充実
- ・民生委員・児童委員活動、老人クラブ活動の推進
- ・生活支援サービス等の推進
- ・地域における子育て支援の推進
- ・市町村地域福祉計画の策定
- ・地域福祉に関する研究・意識啓発・機運醸成

II 地域福祉の担い手づくり

1. 地域福祉を推進する人材の育成・組織づくり

地域住民の幅広い参画を促進するため、地域福祉活動を実践する地域の人材・組織及び地域福祉を牽引する専門職を育成

- ・コミュニティソーシャルワーク活動の充実。県域ネットワークの構築
- ・生活支援コーディネーター等の養成
- ・認知症サポーター、認知症キャラバンメイトの養成
- ・まほろば「あいサポート運動」の推進
- ・NPO、ボランティア活動の推進

2. 福祉・介護人材の確保

福祉・介護人材を確保するため、人材の参入促進、資質向上、定着支援の取組を強化

- ・奈良県福祉・介護事業所認証制度の導入・運営
- ・福祉・介護人材確保に向けた協働連携の取組
- ・奈良県福祉人材センターの充実強化
- ・子育て人材確保対策の充実強化

III 安心できる福祉基盤の整備

1. 地域の人々を支える支援体制の充実強化

地域の福祉課題に対応するため、地域住民のニーズに応じた様々な福祉サービスを提供

- ・生活困窮者自立支援制度の充実
- ・出所者の地域生活への定着支援
- ・権利擁護の推進
- ・ひとり親家庭への支援の充実
- ・「スマホ」を活用した健康づくりの推進
- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・おもいやり駐車場制度の運営
- ・包括的なケア体制が整備された福祉のまちづくりの推進

2. 福祉サービスの質の向上

暮らしやすく安心できる日常生活を実現するため、質の高い福祉サービスを安定的に供給

- ・福祉サービス第三者評価の受審促進
- ・社会福祉法人の地域貢献活動の促進
- ・事業所の苦情処理システムの充実
- ・奈良県福祉・介護事業所認証制度の導入・運営(再掲)

市町村等関係する機関・団体との協働による取組(例)

I. 「支え合い」活動の推進

① 小さな拠点づくりの推進

地域の課題解決に向け、県と市町村が協働連携により、高齢者・障害者・児童等、誰もが集い交流するとともに日常生活の支援活動の中心となる「小さな拠点」づくりのモデル事業を展開し、その取組の成果を県内全域に普及

<地域の主な課題>

- 高齢単身世帯が増加し生活に不安を抱えている
- 買い物、通院などの外出が困難な方が多い
- 食事、掃除などの日常生活に支障のある方がいる
- 引きこもりがちな人の孤立
- 地域住民おしりの交流が少ない

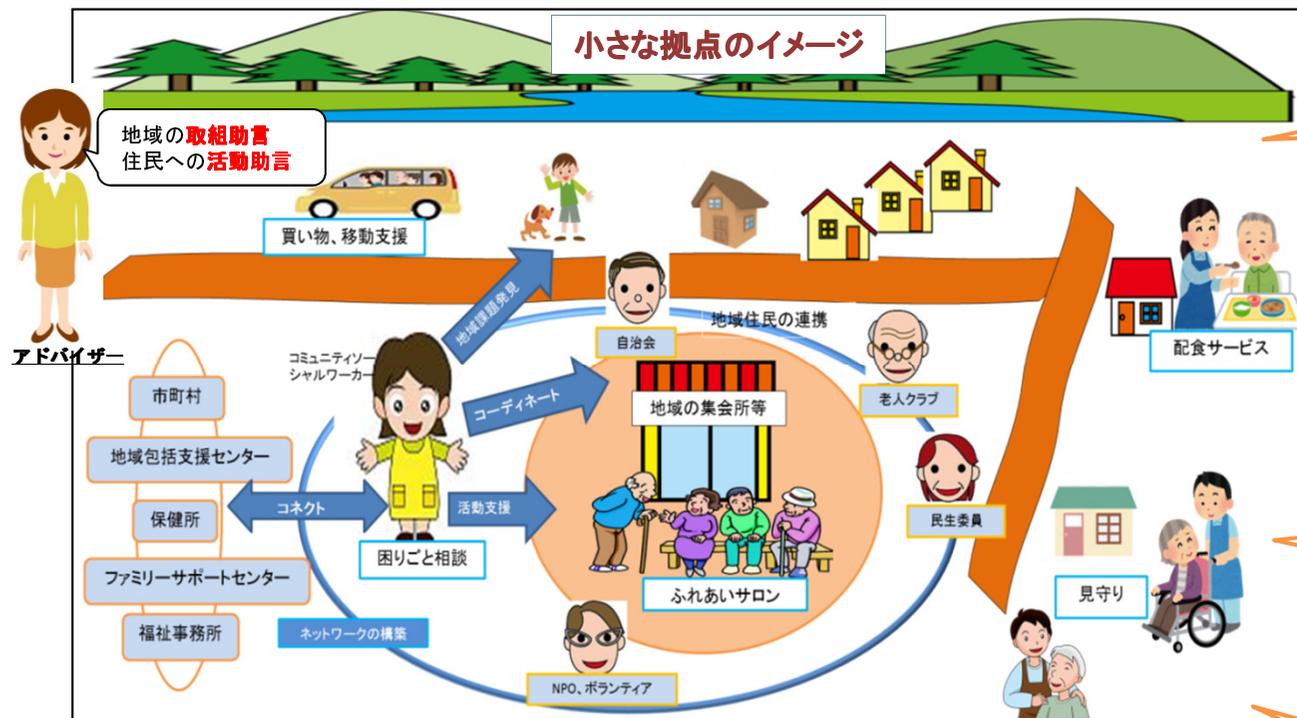
課題の
解決に
向けて

<モデル事業の取組>

- 誰もが気軽に集える小さな地域の拠点づくり
- ・地域住民が交流するしかけ
- ・地域住民の不安に答えたり相談にのる仕組み
- ・地域で見守る体制
- ・地域住民の日常生活を支える仕組み

成果の
普及

全県域における
取組へ
※成果を発表する
研究会を開催



H28年度 ①集い機能

- ・高齢者、障害者、児童等誰もが集い交流する場

■現状把握・分析、プランニング

- ・人口動態将来推計の活用等

■集いの場づくり

- ・日常型サロン等の開設

■交流の仕組みづくり

- ・子どもと高齢者等との交流イベント

■小地域福祉ジャーナルの発行 等

H29年度 ②相談・訪問機能

- ・生活上の困りごとなどを包括的に相談できる場
- ・地域の人を訪問し見守る活動の拠点

H30年度 ③生活支援機能

- ・地域住民と行政等が連携し、住民の困りごとに対応する場

モデル事業の実施地域

王寺町(みその地区)

【みその地区の現在の姿(平成28年4月1日現在)】

- ・人口: 1,116人: 男 546人 女 570人 (町全体: 23,505人)
- ・高齢者数: 209人(町全体6,336人) ・高齢化率: 18.7% (町全体27.0%)
- ・昔から住んでいる住民とミニ開発などで近隣府県から転入してきた住民が混在

② 市町村地域福祉計画の策定

○市町村において、それぞれの地域・地区内の福祉の充実等を目標とした「市町村福祉計画」の策定又は策定に向けた検討を是非お願いします。

○市町村における「まちづくり」や「地域包括ケアシステムの構築」等のモデル的な取組と連動させるのも、一つの方法です。

(県は、策定に関する情報提供など技術的支援を行います)

<参考: 県内市町村における地域福祉計画の策定状況>

平成28年4月1日現在

市町村名	策定済み	策定予定	未定
奈良市	○(H18)		
大和高田市			○
大和郡山市	○(H18)		
天理市			○
橿原市	○(H16)		
桜井市			○
五條市			○
御所市	○(H18)		
生駒市	○(H17)		
香芝市	○(H22)		
葛城市			○
宇陀市		○(H29)	
山添村			○
平群町		○(H29)	
三郷町			○
斑鳩町			○
安堵町			○
川西町		○(H28)	
三宅町			○
田原本町		○(H29~)	

市町村名	策定済み	策定予定	未定
曽爾村	○(H23)		
御杖村	○(H18)		
高取町			○
明日香村			○
上牧町	○(H27)		
王寺町	○(H27)		
広陵町			○
河合町			○
吉野町	○(H23)		
大淀町	○(H18)		
下市町		○(H28)	
黒滝村			○
天川村	○(H26)		
野迫川村			○
十津川村	○(H19)		
下北山村			○
上北山村			○
川上村		○(H30)	
東吉野村			○
計	14	6	19

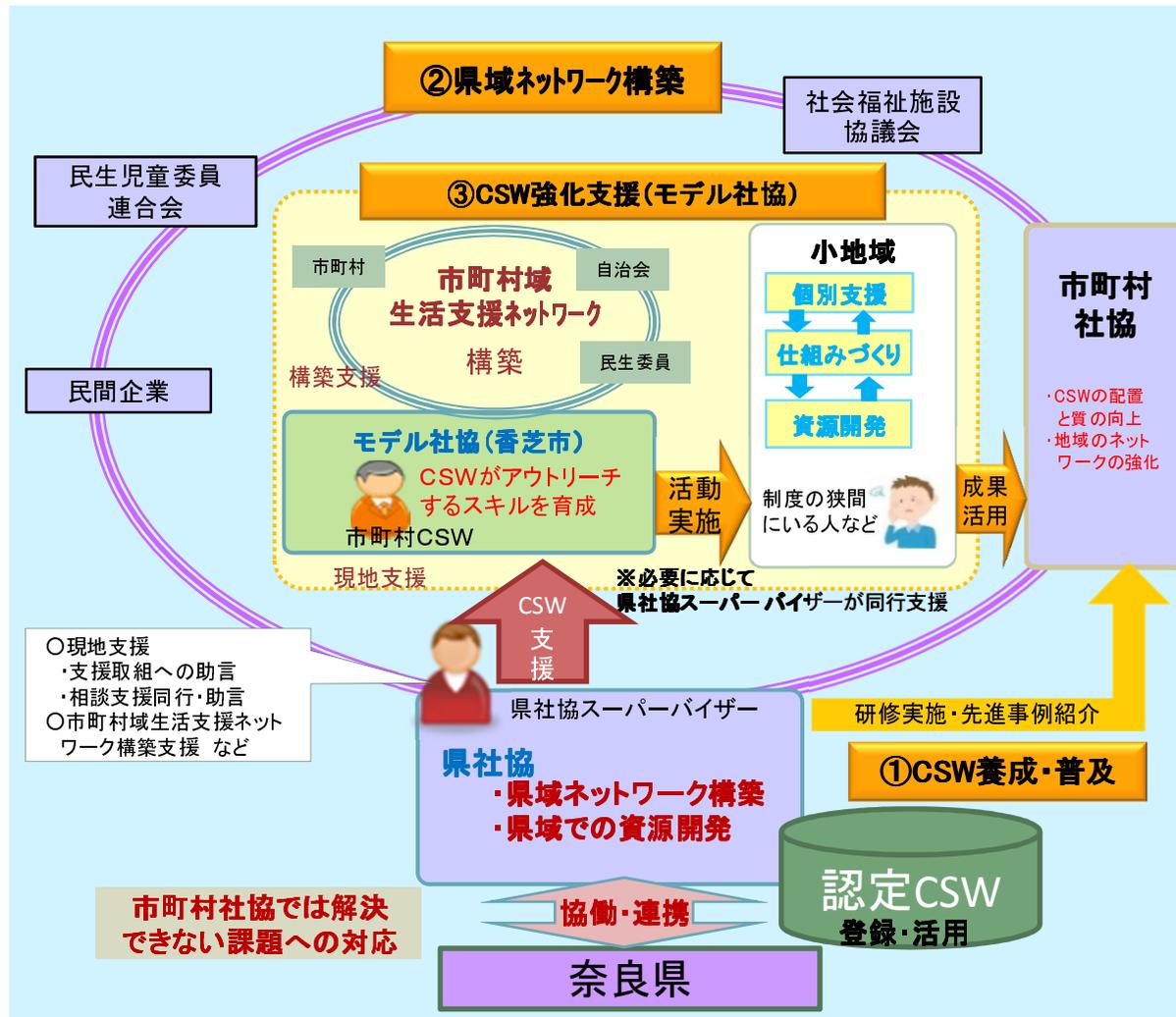
※市町村地域福祉計画の策定率 都道府県別で全国最下位(H27.3.31時点)

注:()内は当初計画の策定年度

Ⅱ. 地域福祉の担い手づくり

① コミュニティソーシャルワーク活動の充実、県域ネットワークの構築

各市町村の課題解決力を高めるためには、市町村社協の機能強化を図ることが必要であるため、県と県社協が協働・連携して、市町村社協のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を養成し、市町村域生活支援ネットワークを構築併せて、市町村域では解決できない課題に対応するため、県域の支援ネットワークを構築



取組内容【市町村社協への支援】

< 県と県社協の協働取組 >

① CSW養成・普及

- CSWの養成研修(市町村社協職員等対象)
- 「認定CSW」の登録・活用
- 先進事例集の作成・配布

② 県域ネットワーク構築

- 市町村域では対応しきれない課題に対応する、県域でのネットワークの構築
- 県域生活支援ネットワーク会議の開催

< 県社協の取組(モデル事業) >

県社協が、市町村社協の課題解決力の強化を図るモデル事業を実施

③ CSW強化支援

- 市町村社協のCSWの活動強化
- 市町村域生活支援ネットワークの構築支援
- ※県社協のスーパーバイザーが現地支援
- 【モデル社協:香芝市社協】

② 福祉・介護人材確保に向けた協働連携の取組

県、有識者、事業者、人材斡旋機関、職能団体、養成校の代表者等からなる「奈良県福祉・介護人材確保協議会」を中心に、人材確保・育成、労働環境改善等の取組に関する協議を行うとともに、協働連携の取組を実践

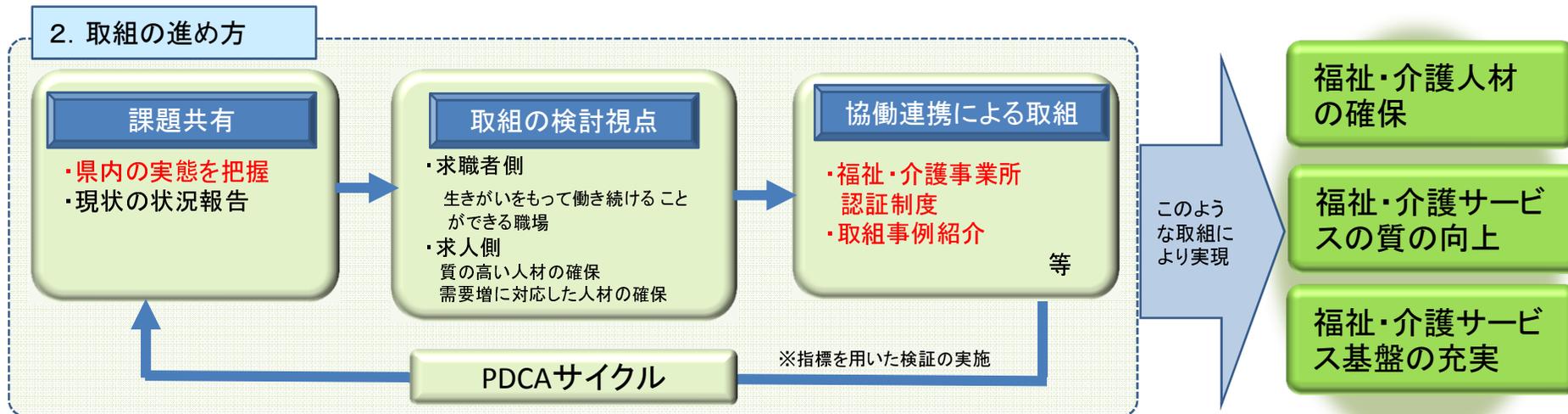
1. 協議会の役割

- ①福祉・介護人材の確保に向けた協働連携での取組など**具体的な方策について協議**
- ②協議に基づき、県、事業所、学校、職能団体、民間企業等の**関係機関の協働連携による取組を実践**
- ③より効果的・効率的に取組を継続実施するため、協議会で実践した**取組の効果検証**及びその結果**必要な対応策を協議**

共通目標

積極的な参入促進や、職員の資質向上・処遇改善など県内の福祉・介護業界のレベルアップに取り組むことにより、福祉・介護人材の確保・定着を推進するとともに、福祉・介護サービスの質の向上、地域における福祉・介護サービス基盤の充実を図る

2. 取組の進め方



3. 協働連携の取組

<平成27年度>

○福祉・介護人材に関する実態調査

- ・「福祉・介護事業所認証制度」の導入に向けた基礎資料の収集

○福祉・介護事業所の取組事例紹介

- ・仕事内容や先駆的な取組事例をホームページの動画等で紹介

<平成28年度>

○「福祉・介護事業所認証制度」の導入・運営

- ・「福祉・介護事業所認証制度」の設計、構築、運用開始

○若者向けPR冊子の作成、配布

- ・福祉・介護事業者への若者の参入を促すため、福祉・介護の仕事の魅力を発信

③ 奈良県福祉・介護事業所認証制度の導入・運営

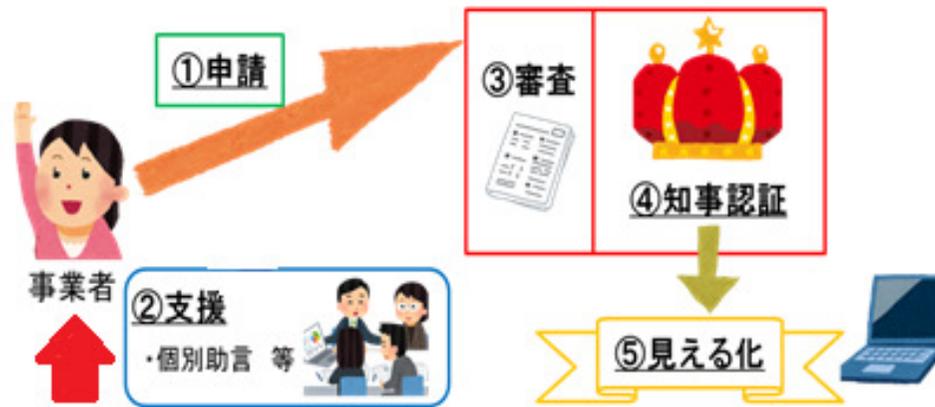
就業環境等について一定基準を満たした事業所を知事が認証し、事業所の情報をホームページ等で「見える化」することにより、事業所の意識改革、就労環境や処遇等の向上を図るとともに、求職者が安心して入職できるようにする

◆認証制度の考え方

- ・ 知事が認証を行うことで求職者の信頼・安心感につなげる（県による審査、知事認証マークを付与）
- ・ 求職者が働きたい職場を探すための情報を「見える化」する（WEBや就職フェアでの紹介）
- ・ 働き続けるための労働環境を整えて現場を支援する（労働環境整備の支援）
- ・ 職員を採用し、育成しようとするやる気ある事業者を応援する（認証事業所の求人募集を支援）



◆認証制度のスキーム



①申請： 各事業所から県に申請

②支援： 認証基準に至らない事業所等への助言

③審査： 県が、現地確認を含めて、個別審査

④知事認証： 基準をクリアした事務所を認証

⑤「見える化」： 県のホームページ、一覧表冊子等で公表する

◆認証項目(案)

区分	認証項目(候補)
研修体制 人材育成方針	・ 新規採用者研修の実施 ・ 資格取得支援の実施 等
キャリアパス 給与体系	・ 給与体系または給与表の導入 ・ キャリアパス （階層別職務内容、研修体制等）
休暇制度 福利厚生	・ 休暇取得・労働時間縮減の取組 ・ 産前、産後、育児休業の取得 等
コンプライア ンス	・ 労働基準法違反、介護報酬不正請 求、事件（虐待等）歴の状況 等
事業所の社会 貢献	・ 地域でのイベントへの参加 ・ 地域住民向けのイベント・勉強会 等の実施 等

Ⅲ. 安心できる福祉基盤の整備

① 生活困窮者自立支援の充実＜相談支援体制＞

「奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター」において、これまで実施している「自立相談支援事業」に加えて新たに「就労準備支援事業」を実施し、生活困窮者の自立に向けた支援を強化

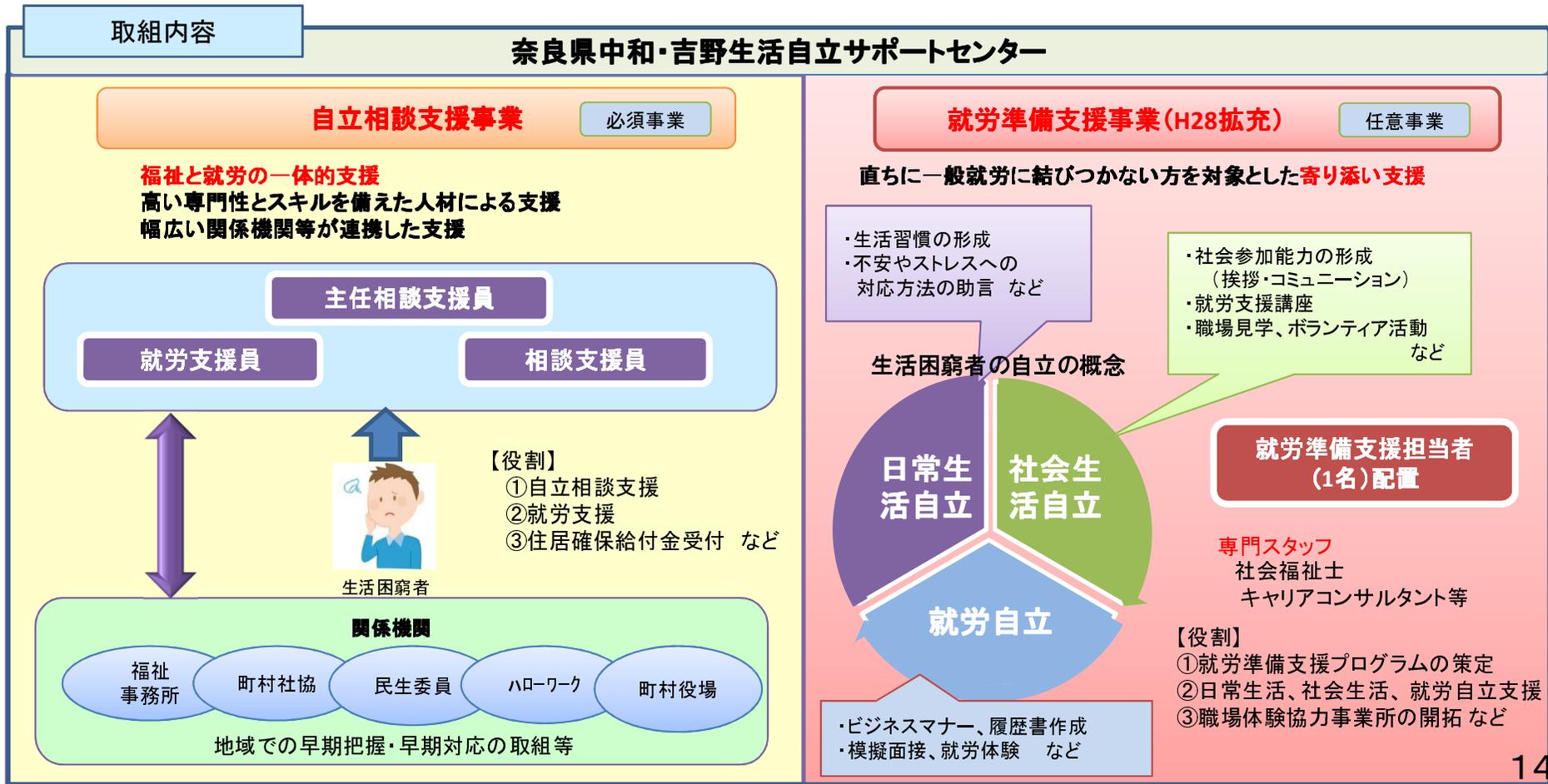
現状 生活困窮や孤立の問題など、多様で複合的な課題を抱えた相談が多い

課題 生活困窮者の自立に向けた相談支援の取組の更なる拡充が必要
個人の状況に応じた一般就労や求職活動を行うための動機づけとして、就労準備支援が必要



生活困窮者自立支援制度における**相談支援体制の充実**

- ・自立相談支援(必須事業)
- ・就労準備支援(任意事業)



② 生活困窮者自立支援の充実<子どもの学習支援>

貧困の連鎖の防止に向け、市町村との協働・連携により、子どもの学習支援等の取組を拡充

現状

生活困窮により、子どもたちは進学や就学の継続が厳しい状況にある

課題

貧困の連鎖を防止するための取り組みの更なる拡充が必要

- ・子どもの家庭環境に合わせた継続的相談支援が必要
- ・通える地域が限定されず、広く学習機会を提供することが必要
- ・地域の見守り・交流など、子どもの育ちを支える環境づくりが必要

* 中学卒業後の進学率(H26) 全国(全体):98.4% 生活保護世帯:90.8%
 * 高等学校中途退学率(H26) 全国(全体): 1.5% 奈良県: 1.8%
 うち生活保護世帯 全国(全体): 4.9% 奈良県: 5.1%

高校進学率の向上 ・ 高校中退防止 ・ 子どもの居場所づくり

取組内容

「生活保護世帯等の子ども学習支援事業」(広域型) 任意事業

生活保護世帯等の子どもの高校進学率の向上のため、生活保護世帯の中学生等を対象とした学習支援を実施

中和・吉野福祉事務所

生活保護世帯子ども健全育成支援員

- 個別世帯訪問による進路相談、学習支援、保護者に対する支援、学校等との連携

高校中退防止
世帯訪問の取組強化

連携

生活保護世帯等の子ども学習支援「はばたき」教室(委託事業)

総括コーディネーター 学習コーディネーター

<学習ボランティア> 20名
 <対象者> 県福祉事務所管内在住の高校進学を目指す中学生 20~30名 (週1回 2時間程度)

※生活保護世帯子ども健全育成支援員

- ・世帯訪問(個別面談)を行い、学習教室への参加を希望する生徒と教室をつなぐ
- ・世帯訪問の取組を強化し、支援が必要な子どもを早期に発見する

「生活困窮世帯等の子ども生活・学習支援事業」(地域型)【H28拡充】 任意事業

生活困窮者世帯等の子どもを対象とした学習支援と居場所づくりの取組を実施

奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター

生活困窮者自立支援事業

連携

実施自治体

費用負担

- ・国:1/2 県1/2
- ・町村:負担(100千円以上)

※学習支援員

- ・教室立ち上げサポート
- ・教室運営サポート
- ・サポートセンターとの連携により、生徒の受け入れ調整

生活困窮者世帯等の子ども生活・学習支援地域型生活・学習支援教室(委託事業)

- ・学習ボランティア等による学習支援
- ・基本的な生活習慣の習得
- ・地域との交流を通じた居場所づくり

(実施場所) 県内5ヶ所
 (対象者) 実施自治体在住の生活困窮者世帯等の子ども 各10名
 (教室開設) 平成28年7月(予定)

上牧町

広陵町

斑鳩町

高取町

大淀町

学習支援員(1名)

終わりに

市町村におかれましては、
各地域・地区の福祉の充実に、積極的な取組をお願いいたします。

- 例えば、この県域の地域福祉計画を参考としていただき、
次の項目について、ご検討・お取組をお願いいたします。
- ・モデル事業(小さな拠点づくり)の推進
 - ・市町村地域福祉計画の策定(見直し)
 - ・市町村社協との連携強化
(コミュニティソーシャルワーカーの配置、市町村域生活支援ネットワークの構築)
 - ・地域福祉を担う人材・組織等との連携強化
 - ・生活困窮者自立支援制度・任意事業への取組

地域福祉の推進に関して、ご質問や協働連携の取組のご相談等
がございましたら、下記までご連絡をお願いいたします。

(担当部署) 健康福祉部地域福祉課(地域福祉推進係)
TEL:0742-22-1101(内線2817)
FAX:0742-22-5709